

山梨県私立小中学校授業料支援実証事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱(平成29年4月1日文科科学大臣決定)に基づき実施する山梨県私立小中学校授業料支援実証事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、私立の小学校、中学校(以下「私立小中学校」という。)に通う児童生徒が属する経済的に余裕のない世帯の私立小中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 私立小中学校

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する、山梨県内の学校教育法第1条に規定する小学校、中学校

(2) 児童生徒

私立小中学校のいずれかに通う児童生徒

(3) 保護者等

以下に該当する全ての者

(イ) 学校教育法第16条に規定する保護者(ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人、児童生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。)又は児童生徒に保護者がいない場合に当該児童生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者

(ロ) 児童生徒と同居する祖父母がいる場合にあつては、当該祖父母

(ハ) イ、ロの者と同等程度又は同等程度以上に児童生徒の授業料を負担する者がいる場合にあつては、当該負担する者

(補助対象及び補助金の額)

第4条 補助金の補助対象は、児童生徒の保護者等で次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 児童生徒が、私立小中学校のいずれかに、7月1日時点で在学していること

(2) 支給年度における児童生徒の保護者等の所得金額(源泉分離課税の対象となる所得も含む。)の合計(損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円

として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。) から人的控除等の所得控除額合計を減じた額 (以下「判定額」という。)(保護者等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。) が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、児童生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。

- (3) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと
 - (4) 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であること
 - (5) 児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
 - (6) 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること
- 2 補助金は、補助の対象となる児童生徒一人あたり年額10万円を上限として、私立小中学校の授業料額 (当該私立小中学校が独自に減免措置を行っている場合は、減免後の額。以下同じ。) の範囲内で交付するものとする。また、7月2日以降に転学等する場合に、年度初めから転学等する日までの授業料額が10万円に満たない場合は、その日までの授業料額を限度として支給する。

(学校設置者への委任)

第5条 保護者等は、補助金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、私立小中学校の設置者 (以下「学校設置者」という。) に委任するものとする。

- 2 学校設置者は前項の規定に基づき保護者等に代わって受領した補助金を保護者等に対する授業料等債権に充当するものとする。

(交付の申請)

第6条 保護者等は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書 (様式1 (A) または (B)) に次の各号に掲げる書類を添えて、学校設置者を通じて、知事へ提出しなければならない。

- (1) 保護者等全員の判定額が確認できる市町村の長が発行する課税証明書 (ただし、必要な所得情報等が記載されていない課税証明書の場合で、必要な情報が記載された他の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する政府機関、企業の発行する公的な書類。)
 - (2) 保護者等全員の資産保有額が確認できる通帳等の写し (ただし、申請日の直近で生活保護を受給している者については、受給の事実及び受給者がわかる公的書類 (生活保護受給証明書等) を提出することにより、省略可能)
 - (3) 誓約書 (様式1-1)
 - (4) この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査票
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 学校設置者は、保護者等から前項に規定する申請があったときは、当該申請書類に

交付申請書（様式2-1）、受給資格認定申請者一覧（様式2-2）を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（受給資格の認定及び交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による交付の申請があったときは、補助金の受給資格を審査のうえ、受給資格認定通知書（様式3）又は受給資格不認定通知書（様式4）を、学校設置者を通じて、申請のあった保護者等（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の受給資格認定に係る補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式5-1）に受給資格認定結果一覧（様式5-2）を添えて、学校設置者に通知するものとする。

（変更の交付）

第8条 学校設置者は、前条第2項の規定による交付決定の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書（様式6-1）に受給資格認定変更申請者一覧（様式6-2）及び関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項に規定する変更交付申請があったときは、当該申請を審査し、補助金の変更の交付を決定したときは、変更交付決定通知書（様式7-1）に受給資格認定変更結果一覧（様式7-2）及び関係書類を添えて、学校設置者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 知事は、必要があると認める場合には、学校設置者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 学校設置者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式8）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 学校設置者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式9-1）に実績報告額内訳（様式9-2）を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第11条 学校設置者は、補助金について、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従い、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 この要綱に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、児童生徒及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行し、令和元年6月11日から適用する。